

ウズベキスタン行政法セミナー開催のお知らせ

—ウズベキスタンにおける行政手続法、行政訴訟法の成立を受けて—

法務省法務総合研究所国際協力部

拝啓

早春の候、皆様方には平素より多大なるご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

法務省法務総合研究所国際協力部では、平成13（2001）年から、中央アジアに位置するウズベキスタン共和国に対する法制度整備支援活動を開始し、これまで、同国の市場経済化及びその発展を支援するため、独立行政法人国際協力機構（JICA）のプロジェクトへの協力や、ウズベキスタンを含む中央アジア4カ国を対象とした比較法制セミナーの開催などを行ってきました。

その一方、ウズベキスタンにおいては、多数の法令間の矛盾や不整合、各種の許認可手続等における不透明さや不適切な干渉があり、これらが、同国の市場経済発展にとっての大きな阻害要因となっていると指摘されてきました。

こうした中、平成17（2005）年から、JICAにおいて、名古屋大学等の研究者を中心に、「企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト」や「民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト」が実施され、ウズベキスタンにおける行政手続法及び行政訴訟法の起草支援が行われてきました。

その結果、今般、平成29（2017）年12月、ウズベキスタン国民議会において、行政手続法及び行政訴訟法が可決されて成立し、早ければ平成30（2018）年中には施行される見込みとなりました。

そこで、この機会に、ウズベキスタンから行政法に造詣の深い法律家アリポフ・ディルショッド氏（ウズベキスタン最高裁判所裁判官評議会副長官兼同評議会附属司法問題研究センター長）ほか3名の方を日本にお招きし、今般成立したウズベキスタン行政手続法及び行政訴訟法の基本的内容に加えて、これらの法律制定がウズベキスタンの国民生活に与える影響などをご講演いただくほか、今後のウズベキスタンにおける法制度整備支援の課題などについて意見交換を行うセミナーを開催することとなりました。

今回のセミナーによって、ウズベキスタンにおいて今も残る課題や、今後の日本の協力の可能性などを考えるきっかけとしたいと考えております。

つきましては、ご参加いただける方は、会場整理の都合上、事前の申し込みをいただきたいと存じますので、下記のとおりEメール又はFAXにてお申し込みください。

敬具

日 時：平成30年3月22日（木）13:10～16:10（12:40受付開始）

会 場：法務省法務総合研究所赤れんが棟 3階 第5教室

（東京都千代田区霞が関1-1-1）

東京メトロ桜田門駅徒歩約3分・霞ヶ関駅徒歩約5分

TEL: 042-500-5150(国際協力部代表番号) FAX: 042-500-5195

主 催：法務省法務総合研究所

共 催：名古屋大学科研費プロジェクト「行政法の法典化と比較行政法の課題」

公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）

参加費用：無料

使用言語：日本語・ウズベク語の逐語通訳で実施予定。

参加申込：参加を希望される方は、平成30年3月15日（木）までに、

Eメールの場合、icdmoj@i.moj.go.jp宛てに、件名を「ウズベキスタンセミナー申込」とし、お名前、ご連絡先、ご所属先を明記の上ご送信ください。

FAXの場合、上記FAX番号へ同事項を記載の上、お送り下さい。

※定員（約60名）になり次第、申込みの受付を締め切らせていただきます。

ご了承ください。

※セミナー当日の夕刻から、新宿において懇親会を予定しておりますので、ご参加を希望される方は、その旨もご記載ください。

当日のプログラム

12:40 開場・受付開始

13:10～13:20 主催者あいさつ

13:20～16:00 講演・質疑応答及び意見交換（適宜休憩）

16:00～16:10 閉会あいさつ

会場案内図

法務省赤れんが棟（東京都千代田区霞が関1-1-1・警視庁側）

